

【史料紹介】

井筒屋系店の家訓・店則

宇佐美 英 機

ここで紹介する史料は、平成十年六月に滋賀大学経済学部附属史料館が古書店から購入した文書の一部である。文書の出所については明らかではない。購入したさいに古書目録では「小野組京御店文書」とされていたが、文書は近世期のものであり、「小野組」を通称とするのは明治期になってからのことであることに鑑み、史料館では「井筒屋系店文書」と改めて整理している。文書点数は九八点あるが、そのうち一二点が店則類である。今回はそれらの店則の中から五点を翻刻した。

「小野組」については、宮本又次氏による浩瀚な著書『小野組の研究』¹があるが、その執筆のさいにも「井筒屋系店文書」は利用されていないと思われる。また、『小野組の研究』第一巻には、扉写真や本文、とりわけ第三章「小野善助家と家訓および店則」、第七章「京都鍵屋小野権右衛門家と家訓および店則」などに善助家を中心とした家訓・店則が翻刻されているが、本稿で翻刻する史料は見あたらない。

「井筒屋系店文書」が一体どの家に伝来したものなのかは判然としないが、最も古い年紀の史料は、元文四年（一七三九）八月八日付けの小野補救（初代善助）の事歴書である。この事歴書を染筆しているのは、四代目善助である「包該」であることから、少なくとも包該に連なる家に伝来したものと推測できる。しかし、包該には子供はおらず、弟の助次

郎家が生絹店を又次郎家が和糸店を立てたことから、又次郎家に伝来したものかも知れない。もつとも宮本氏によれば、「小野助次郎系店、すなわち井筒屋善右衛門家」²と記し、糸店は井筒屋善右衛門が経営していたとする。また、「井筒屋善右衛門は一つの職名であり、重役のものが四年あるいは三年・五年と期間を定め、後任者に譲ることになっていた」³ことから、あるいは善右衛門を名乗った誰かの家に伝わっていったことも考えられる。いずれにせよ、現時点では史料の伝来については推測の域を出ないが、別に残された「出世証文」⁴の宛先は「糸店」となっていることから、「井筒屋系店文書」として整理している。

それはともあれ、史料一と四は継紙に記されているが、二・三・五は豎帳に記されている。史料一は、南部国に所在した店から上方へ代呂物仕入に登ってくる奉公人たちに対して、遊興・華美に走ることを誡めたものである。この文面からは、上方における代呂物仕入の機会は、奉公人にとって日ごろの緊張を解き放す時でもあったことがわかる。しかし、そのような行為は、店則で定められた衣類を着用せず、商用に名を借りて遊興にうつつを抜かす者が出来し、店内秩序を乱すものであった。奥に連署している当主名から推して、このような事態は小野一統の店々に共通した事態が生じていたものと推測できる。

史料二は、これまでの研究では子細に論じられていない小野三家（善助家・助次郎家・又次郎家）の賄料や手代の昇進、あるいは登りに関することが定められており、研究史上で貴重なものとなる。ただ、史料中にみえる符丁は、まだ説明していない。

史料三で注目されるのは、小野家においては「善助」名前で御為替御用を勤めることになっているが、善助が幼年または病身で御用が勤めら

れない場合には、善九郎または善次郎の名前にしておき、他の主人が善助名前を預かって対処することになっていたことであろう。また、善九郎名前は元来善助の隠居名であって、一家を立てることができないものであったが、文政十一年当時には善九郎名前で御用を勤めていたことがわかる。さらに、善右衛門は、助次郎家糸店の店名前であったが、この当時には又次郎家が中絶していたためか、「又次郎善右衛門」とされていたことが明らかである。

史料四は、制定されている条文そのものには特段に店の特徴を示すことは記されていない。連署している奉公人についても具体的な情報を得ることができない。しかし、「平日二階客部屋」での飲酒を禁じたり、「昼寝宵寝」のために二階へ引き籠もることを禁止していることから、店内での奉公人の勤務態度に緊張感が薄れてきている状態を推測できよう。また、この規定は「御老分衆中様」に宛てて作成されたものとみられるところから、奉公人内での申し合わせであったといえる。

史料五もまた、店内で守るべきことが定められている。原本で確認できる限りでは、天保十四年に制定された時に連署捺印していた者は塚本善右衛門と中原吉兵衛であり、北脇次兵衛と岡田金兵衛は後筆である。また、本文中には条文に付箋が貼付されて修正している箇所などもみられるところから、店内の実態（変化）に即して書き改めることが意図されていたと思われる。

右のように、この度翻刻したものは五点の店則である。文書群にはまだ七点の史料が残されているが、それらについても別の機会に翻刻・紹介する予定である。もっとも、先に述べたように、これらの史料はいずれもこれまでの「小野組」研究では知られていないものである。また、

宮本氏が紹介された家訓・店則類も、取り上げられた時期や店も限られていることを考えるならば、本稿で紹介する史料は小野組研究に新知見をもたらすものといえよう。

注

(1) 宮本又次『小野組の研究』一～四巻、大原新生社、一九七〇年。

(2) (3) 同右、第一巻、一四二頁。

(4) 文書群の中に残されている「出世証文」は、別稿で翻刻しているのを参照されたい(宇佐美「井筒屋糸店の出世証文」『大阪商業大学商業史博物館紀要』八号、二〇〇七年)。

凡例

- 一、史料翻刻にあたっては、原則として常用漢字を用いた。ただし、(より)、メ(しめ)などは原本のまま用いた。
- 一、変体かなについては、江(え)・而(て)・者(は)・茂(も)などの助詞は原本の記載にしたがい、その他のものについては常用のものに改めた。
- 一、翻刻文には適宜読点・並列点を施した。
- 一、付箋に記されている文字は「」で囲み、(付箋)と右に傍記した。
- 一、原文中の文字に左右に振り仮名が付されている場合、左側のもは「」で囲んで本文中に示した。

史料一

覚

- 一 近年買物方支配之者共京大坂逗留中身分不相応之衣服を着鎊り酒色二溺れ、猥ニ金銀を費し仕入方籠略いたし候より、其次々の者迄身分を取失候様ニ相成来候、南部出立之砌、年々御定目書読聞せ急度相守可申候、不心得之者多言語道断不届之至ニ候、依之此度新ニ定法相立候間、登之者共とくと承知、龔抹無之様ニ逗留中急度相守可申候
- 一 衣類之儀、御定法書ニ有之候通、棧留綿入金巾羽織之儀御定被指置候処、近年ハ糸入嶋袖迄も着いたし候様ニ相聞得候、言語道断之次第ニ候、向後ハ以前之通木綿ニ相限り可申事、物而絹裏等之物致着候而ハ買物先之氣分甚違、自然と不恰好之本ニ候、商人ハ衣類の見くるしきが却而貞実ニ相見得、向にても油断無之物ニ候、此処とくと承知常躰之衣類ニ而諸用相勤可申事
- 一 近年大坂逗留日数甚余慶ニ候、畢竟用事を楯ニ取、自分之慰ニ無用之日数を送り候様ニ相見得候、依之問屋中江定法書も相渡し、逗留日限も相定候之間、急度相守可申事
- 附り、
 - 一 最初下り逗留十日ニ相定、昼之内細物方用事相勤、夜分ハ染方之ものと寄合候而風儀糊加減等之儀談合可申候
 - 一 堺江參候共日帰りニ仕、止宿堅無用ニ候、尤信濃屋より一日、近江屋と一日、是も両日限りニ用事相仕舞可申事
 - 一 跡下り之節者前広ニ問屋へ致案内、用事遅滞なく新染等之風合迄荒増しらべの出候所へ罷下り用事相仕舞、早速登り可申候、此日数十日と相定候
- 一 古手之儀者註文増減者格別、外者問屋まかせにいたし可然事
- 一 是迄者仕切出来之所ニ而一通りつ、下り候得共、以来無用ニ相定候間、置銀等ハ京都都認下シ可申候、若仕切等ニ知レ兼候事有之候ハ、其節者問屋と手代呼登せ可致吟味事
- 一 右相定候日数ニ而用事相仕舞上京可申候、万一不図用事出来遅候節ハ、京都江伺指図を受候而逗留可申候
- 一 加役之者共大坂へ下り候儀者、家々の風合指図いたし候までニ而、外用無之候間、向後下り候とても逗留五日ニ限り可申候、尤其砌ハ京都と添状持参下り可申事
- 一 大坂問屋振舞之節、衣類等着鎊り、勿論其日者行跡も不宜事ニ相聞得候、畢竟ケ様之饗応より我身を高ぶり奢り之根源ニ成候事ニ相見得候間、向後者振舞之儀堅ク停止ニ問屋江申渡置候事
- 一 買物先ニ而馳走ニ成候儀、何方ニ而茂是亦断可申事、自然問屋ニ而出来合之夕飯被出候共、家内並之儀者格別、別段ニ酒肴等調饗応之儀於有之者、急度相断可申事
- 一 仕入用之外、問屋手代中同道出歩行候事、堅ク可致無用ニ事
- 一 京大坂逗留中忍て遊所等へ參候儀相知候ハ、早速於京都暇遣候条、急度相心得慎可申候、たとひ買物用事ニ而罷出候とても日暮を限ニ罷帰り、暮過候而於他家ニ用事相調候義、堅可致無用事
- 一 買物方支配人、是迄ハ金銀請込作略いたし候、以来者善助方へ申出、何用ニ而何方へ払候段断、勘定場直払ニ可為致候、自分請込ニ致候事、堅無用ニ相定候事
- 附り、
 - 一 衣類仕立物等之儀、古来之定法も有之候処、近年猥ニ相成候、以

来者家々の用書ニ其品をしるし、内和一統ニ支配人江相渡し指圖之表を以仕立遣可申候

一登之者共逗留小遣錢等之儀者、入用之時々勘定場へ申出請取相渡可申候、不都合之儀申出候ハ、可及吟味事

一伏見ヲ敦賀迄之間屋仕切之儀、是迄支配人直々引請致請私来候得共、向後ハ此儀相止メ京都直相對ニ申定候事

但、大溝表金銀請私共ニ右同事ニ相定候事

一登之路金南部ニ而入方指積り相渡可申事、尤下り之砌者新下りも有之候事故、旅金之儀前々之通一人前ニ金壹両貳歩之積を以、頭立候もの受取、道中支配下り可申候、永道中之事、自然のため用意金も人数ニ向別段ニ相渡候間、無龜抹下着之砌、殘金店々へ早速相渡、帳面ニ留させ可申事

附り、

近年道中遣甚不同ニ候、已来者急度及吟味候条、銘々心懸少しなりとも不足ニ遣候様ニ可致候、尤下着次第勘定仕立、支配人まで可指出候、万一不相応之遣於有之ハ急度可申付事

一登之者、近年於道中身持不宜相聞得候、前々此儀御定目書ニ被仰置候得共、畢竟支配人之心懸不宜故、左様之事と相見得候、已来不埒之儀相聞得候時者、用捨なく急度取扱候間、銘々其心得ニ而大切ニ旅行可致事

一登之者江州へ罷下候砌、着替等自分勝手に在所ノ江致持參候由、是亦停止ニ申付候、向後ハ新四郎方へ持參、其身も十四軒町江落着候上ニ而在所へ罷越可申事

附り、

江州下り之節ハ京都ヲ添状相渡候、登り之砌共ニ大溝ヲ添状持參登り可申事

一江州へ下り候節、天津宿井筒屋勘兵衛方へ落着候義可致無用ニ候、以来者川口弥藏方江罷越可申事

一永登之者共直々大溝へ向指遣可申候、京逗留之儀者向後堅無用ニ相定候事

一例年為指登候手代共上方逗留之儀、着之日ト三日京都ニ致休息、在所へ罷下り候而三月上旬京都へ罷登、同中旬在所へ罷下り、四月上旬ニ南部へ出立可致旨前々定法茂相立置候処、病氣杯申立、近年者永逗留之者も有之、以之外猥ニ相成候、向後者前例之通急度相守可申事

附り、

支配人京都出立之儀、以前者益前南部着之日積ニ候処、近年次第ニ下り茂及延引候、畢竟是等と着者共不心得多出候、頭立候者共能々勘弁、古来江立戻り候様ニ心懸相勤可申候

右之条々登之者共急度相守相慎旅行可申候、以上

宝曆十二年

午正月十二日

小野宇兵衛

小野清助

大河内左兵衛

村井甚助

小野善助

小野権右衛門

史料二

(表紙)
「仕法定下書」

定

一主人本店住居二而者女共場席をも不厭致徘徊、大切之御用向等混雜難
弁二付、衣棚江居宅相構、昨年来普請成就引移、已来烏丸者本店と相唱、
諸用相弁候惣元方二相定、是迄諸帳合自身致来候へ共、当時手代り茂
無之、年番出府之節諸用相弁不申候二付、以来諸帳合別家老分共之内
へ申付、衣棚居宅賄料并追日助治郎又治郎相統之節賄料共定置、手代
別家も無数二付、幸此度南部助左衛門様在京二付、申談穿鑿之所、是
迄法立も無之、其時々品合ヲ以取扱、通別家共江賄料等不応之義も有
之、年々借用相嵩、本人死去致候得者及退転二候も有之、跡相統致候
も名而已二而、当家之末葉たり無本意、殊二者相勤候者も安堵ならさ
る儀も可有之二付、今度一統相談之上、条目相建候、永々違背有之間
敷候、則左之通

寛政十一年未五月

御主人方 印

一衣棚居宅賄料

半季

但、子供衆御出生之節者乳母給銀共

半季

イ口西増

五六歳二而乳母暇被遣、夫方御忝人

半季

ヨ口西増

御縁組之節

重キ御法事

其時々相談之上入方相極メ可申事

其外不時無抛入用

一御年番二付御出府之節

往来路用
御在府中小遣

但、見送出迎 別家忝人 手代忝人 子供忝人

一助治郎様賄料

半季

但、子供衆御出生之節者乳母給銀共

半季 イ口西増

乳母暇遣候後御忝人 半季 ヨ口西増

御縁組之節入用者 其節相談之上相極メ可申事

一又治郎様賄料

半季

但、右同断

一御主人方被及御老年、名前御讓被遊候共、御同居二而御別宅御隠居御
無用、御三家之外増家不相成候、御子息方御多勢之節者養子二可被遣
候事

一御子息方者別家并重立候者へ者殿付被成候様仕度候、別而江戸南部
店々相登候ハ、若背之者^(ウヤ)二候共^(ウヤ)二御愛摺^(ウヤ)可被成候事

一本店元方諸帳合勘定場出勤之内、或ハ勝手勤之内、評義之上可応もの
へ可申付候事

但、鍵預り之者帳合無用之事

鍵預り可為兩人事

半季毎勘定相済候上、諸帳面御主人方御改可被成事、若御幼年

二候ハ、先役之元メ之もの相改可申事

一御主人方元メ之者并支配人江諸事御任セ被遊候書付御渡可被成候事

但、元メ并支配人代り候ハ、其度毎改御渡し可被成候事

右御書付之文言

※ 右の一条は墨圈で抹消されている。

一 御主人方本店江日勤諸帳面御改押合等可被成、尤御子息方十五歳より日勤可被成候事

但、酒宴無用之事

無拋義ニ而御不参之節ハ元メ方へ御断可被仰遣候事

一 別家中出勤朝五つ時より罷出、六つ時迄相詰、隔番留り可申事

但、右同断

手代之部

一 子供召抱 十才位より出勤候ハ、四五年目半元服

一同 十才三才より出勤候ハ、三四年目半元服

一 半元服より三年目 本元服

一 元服より三年之間仕着セ

為小遣 半季 ヨ生酉宛 格合 平並

但、中年より相勤候者可為此准

夫より給銀

三ヶ年之間 半季 ロト生酉宛 平

夫より 三ヶ年之間 同 ロイ生酉宛 平頭

夫より 三ヶ年之間 同 トロ酉宛 上座格

夫より 三ヶ年之間 同 トロイ生酉宛 上座

夫より 三ヶ年之間 同 ヨロ酉宛 支配脇

夫より 三ヶ年之間 同 ヨロ酉宛 支配脇

夫より 三ヶ年之間 同 ヨロ酉宛 支配脇

夫より 三ヶ年之間 同 ヨロ酉宛 支配脇

夫より 三ヶ年之間 同 ヨロ酉宛 支配脇

井筒屋糸店の家訓・店則

夫より 同 ヨロイ生酉宛 支配

但、右支配役ニ相成候ハ、御主人御定紋麻上下可被遣候事
一 他国之者者七八年目ニ親対面ニ在所へ差下し、大躰廿日斗も在所逗留為致可申事

但、路用土産物代共

近国之分 江戸之分 南部之分

初下り 金ヨ両 初 金イ両 初 金ト両

老年縮 金イロ疋 同 式度目 金ト両 同 式度目 金生イ両

三度目 金ト両 三度目 金生両 三度目 金生イ両

四度目 金生両 四度目 金生イ両 四度目 金ト生両

メ其外右ニ可順、別家後者無構

※ 右の一条中土産物代は墨圈にて抹消されている。

一 当地之者十五六年も相勤候時分、伊勢参宮大和廻り、或者江戸見物為致可申事

路用 金イ両

一 子供無難ニ廿五六年相勤候ハ、別宅可申付事

但、初而妻入候節 樽肴代 金イロ疋

妻へ 小袖料 金大疋

初産之節 男女無差別 産着料 金イロ疋

二男二女より 祝義 金口疋

別宅より五ヶ年之間賄料 半季 エメトロイ生酉宛

夫より年々 同 エメイロ酉宛

及老年勝手勤申付候ハ、両季ニ為祝義銀生枚宛

※ 右の一条中「別宅五ヶ年」以下二行は墨圈にて抹消されている。

一 右最初別宅被仰付候節

暖簾 壹

道具代銀 〆生枚

為家代銀 口枚

末々為手当銀 〆口枚

但シ、月五朱之利足ニ而預り置、家督ニ可相成株式相調へ候ハ、相談之上可相渡遺事

一 子供相勤、中途ニ故障有之暫休役再勤之者ハ、最初之分共三十年も相勤候ハ、休役之品合評議之上、別宅可申付事

但、別宅申付候ハ、諸事可為右同断

一 糸店勤、右同断

一 江戸南部店、右同断

但、支配人持之事ニ付、差次之人無之候とも、年限相立候ハ、別家格ニ申付、道具代家代并手宛金目録相渡、預り置、代り出来候迄暫勤役為致可申候、尤年限之外為相勤候ハ、勤中壹ヶ年ニ銀生枚つゝ、為心付可遺事

一元ノ方役料

但、勝手勤之者へ申付候ハ、 半季 銀下生枚

通勤之者へ申付候ハ、 同 銀生枚

主人方御幼年ニ而引切別家帳合改出勤之節ハ 同 銀生枚

〔付箋〕
〔安右衛門市兵衛京都勤番ニ付、以来賄料之外役料 半季 銀生枚宛〕

一 善右衛門名前料

一 御用方名代役料

一 抱屋敷名代役料

一手代格勝手賄役、老年之者平頭之通、中輩之者平並之通、尤勤方ニ評義之上格上ヶ可仕候

但、宿入御暇之節、年数之長短も可有之候得とも、一ト通り壹ヶ年

百日之割ヲ以心付可遺、格別之出情年数相勤候ハ、相談之上心付可遺事

一 下男・勝手賄役・子供之格合

但、宿入御暇之節右同断、一ト通壹ヶ年金工兩之割

一 乳母之義者格別ニ候へ者、其心得ニ而見斗心付可被遺事

一 半季居男女之事

但、重季ニ相勤候ハ、御暇之節、其心付可被遺候事

一 別家中・支配役 右兩親不幸之事

一 別家中・支配役 右兩親不幸之節 香儀 銀工枚

一 支配脇・上座・上座格 但し、当人死去候ハ、 香儀 銀下枚

一 支配脇・上座・上座格 同 同 金口疋

一 平頭・平・平並 但し、当人死去候ハ、 香儀 金口疋

一 平頭・平・平並 同 同 銀下兩

一 子供 但し、当人死去候ハ、 香儀 金口疋

一 子供 兩親不幸之節 香儀 銀工兩

一 子供 但、当人死去候ハ、 香儀 銀下兩

(付箋1)
「二宿入致候出入之者 子供同断

一古キ出入職人等、親当人共 銀工兩」

(付箋2)

「一家代家守 親不幸 銀工兩

当人不幸 金口疋 年四兩壹片」

一別家共本人病死、名跡相続人無之時者、店之内見立養子可申付事

一別家本人不幸之節 香義 銀工枚

附、妻不幸之節 同 金工口疋

子供不幸、惣領金工口疋、次は銀工兩つ、

一別家中火難盜難之節、其難ニ応し御心付可被遣候事、別而御本家近火之節ハ銘々家内打捨駈付候得者、尚以急度重キ心付可被遣候、左様不仕候而者駈付及延引候間、評義之上相応心付可致事

※(相応の上付箋)「損失之半減斗も」

一手代子供親元火難之節ハ前書香義割積ヲ以評義心付可被遣候、子供宿之義者金百疋可被遣候事

但、別家中無構

一引切別家火難之節、或者香義諸事共出勤別家半減ニ取斗可申事、盜難無構

但、代替り別家同断之事

一右定之外ニ相洩候儀ハ評義之上、右格合ヲ以テ取斗可仕候事

一兩替屋江振込銀之儀、定之外余銀相渡シ難法ニおよひ相滞候ハ、其支配之当人可為引負候事

一本店ニ而年々手代為御手当半季金口兩つ、除金可致候事

一右之通相定候得共、御居宅ヲ始店々変事御坐候歟、或者凶年ニ付不勤定其外臨時御物入御座候時者、一統相談之上、其變輕重ニ応シ年数相定、内和中儉約可仕候、其節諸御心付之分者半減ニ取斗可仕候、賄料減少左之通

御主人方御賄料之内 半季 工貫酉相減可申候

別家共賄料之内 同 トロイ生酉相減可申候

手下男女給銀 定之通無構

一儉約中、御主人方諸事御遺物等平日之半減ニ御取斗、尤其時々御相談可有之事

右之仕法、此度御主人方依仰相定候上者、已来不法之取斗仕間敷、永々急度相守可申候、為其連印、仍而如件

寛政十一未年五月

連名 印

小 善助様

史料三

(表紙ウハ書)

「家法規定書写

糸絹店」

家法規定書

一 当家御先祖之御余光を以数代連綿追々家業繁榮安穩致居住候儀、誠以難有儀二付、從御先代被相立置候家法之内江猶又此度可為肝要箇条差加江、左之通

一 御公儀様御法度之儀堅相守可申、且又時々御触御座候趣家内一同江能々為申間、急度相慎可申事

一 火之用心可致大切、自然近火有之節取片付方手配等平日心得居、周章無之様可為專一、其節有増手(マツ)誤左之通

一 御用証文箆筒出入帳面有金銀穴藏并勘定場二有之候諸書物、右取片付勘定場出勤之者可為引請事

一 奥向二有之候諸帳面并諸用書物者手代分上席二席三席迄三人之者引請取片付可申、勿論右有処平日能見覚居可申事

一 手代分并子供奥帳面江携不申者ハ、不殘勘定場江罷出取片附差図を請相働可申事

一 糸店之儀も有金銀穴藏并元方諸帳面出入帳面等取片付方者、出勤別家之もの可為引請事

一 糸方絹方諸帳面者其懸り役之もの引請取片付可申事

右之通平日心懸居周章無之様取仕舞可申候、若自分之雜物等二心を懸請、前々働不行届之儀於有之者、急度可及其沙汰候、自分雜物若焼失有之候ハ、其品相弁遣、且働振二より賞美之可及沙汰二事

但、右手配之儀者毎年正月五日、老分之者ら夫々江可申渡事

一 当家補救様以来、善助と申名前第一之本家二相立候事

一 助次郎、又次郎事善右衛門、善九郎、右三名之者者平日本家江致出勤、諸事善助たる者之下知を請、夫々請前之諸用無懈怠相働可申事

但、右名前相預り候者無之節者、通働別家之内名代相働可申事

一 往古從御公儀様奉蒙仰候御為替御用方之儀者、善助格別之家督二候得者、此末善助之外、主人分之内右御用方名前相預り候者、從前々仕來通相守、無懈怠御用大切相働可申、勿論名前相預り候もの自分之家督と相心得申間敷事

一 右御為替御用方之儀者、善助格別之家督二付、善助名前二而御用可奉相働所、當時之善助眼病二付、御用難相働、依之当分善九郎之名前二而御用相統奉願置候得共、此後右御用可相働人柄之善助出候節者、則善助之名前二相改可申事

但、善助幼年又者病身二而御用方難相働節者、善九郎或者善次郎之名前二而致置可申、尤善助之外主人分之内、右御用方名前相預り候儀有之候節者、十ヶ年二相限年限相立候ハ、善助江名前切替可申候、若其節善助猶幼年歟又者病身二候ハ、外主人分之内へ讓替可申事

一 糸絹問屋并江戸店共名前夫々相決り有之候得共、勿論本家善助たる者之家督二御座候得者、夫々名前相預り候もの前々仕來り通相守、無懈怠其家業出情相働可申、勿論自分之家督扱と心得違致間敷事

一 御為替御用之外帶刀致間敷候、仮令何方被仰附如何様之儀有之候共、堅御断可申上事

一 当家名前前、左之通

本家 善助

出店名前 助次郎

右同断 又次郎事 善右衛門

右同断 善九郎

右善助助次郎又次郎、此三銘之外名前人相増申間敷事

但、善九郎名前者元来先代善助之隠居名前二而一家可相立名跡二無之候処、当時善助御用方難相勤候二付、当分善九郎之名前二而御用相勤候、依而行々右御用方善助之名前二切替、善九郎名前相除可申事

一右主人分之内、出生之俸数多有之候ハ、生得別儀無之ものを見立、相互二入替り二三銘之内名前人二相立可申、其余子供幾人有之候とも他家江養子二遣し、右三銘之外決而為致分家申間敷事

一主人分之内証二而金銀他借堅致間敷候、并金銀取組方之義口入ケ間敷儀一切致間敷事

一御用方者不及申、糸店絹店江戸店南部店此外三都家屋敷共都而本家之家督二候へ者、夫々儲方取納者勿論本家江取納、夫々名前人江賄料定之通本家ら相渡可申事

一従本家名前人江相渡候賄料并夫々召遣ひ、左之通相定候

主人 忝人 賄手代 忝人
妻 忝人 子者 忝人

賄下女 忝人
腰元女 忝人
下男 忝人

右賄料 忝ヶ年

銀貳百枚宛

但、普請其外臨時入用者別段本家ら相渡可申、出生有之候ハ、忝人

井筒屋糸店の家訓・店則

二付忝ヶ年銀五百目つ、相増可申、自然多人数出生有之、召遣ひ不自由之儀有之候ハ、本家ら差図を請相抱可申候、然ル上者町入用薬料其外諸附届召遣ひ給銀等、右賄料之内二而取斗可申候、猶又普請等致候ハ、本家ら見分を請可取斗、其外臨時物入等有之候ハ、是又本家江及相談、自己之取斗堅致間敷事

一 本家善助賄料之儀、当時於本店住居二付賄料難相定、此末別段本宅相立候節相談之上、銀高相定可申事

但、当時善右衛門名前人無之候二付、別家手代名前相預り居賄料二不及、尤此末共手代持二可致事

一 善助之名目相繼候者者、惣一躰江致下知候身分二候得者、格別自己相慎、仁心を第一二して徳を積、弥以家銘長久可為繁栄儀、平日大切可有心得事肝要二候、扱又右善助万一奢ケ間敷儀を致、身持不宜儀有之候歟、或者家法先規相背候儀等有之候ハ、外主人分并諸店出動別家之者一同相談、聊無遠慮異見可有之、其上我儘之儀等有之候ハ、早速為致隠居可申候、其節善助違背申間敷事

一 助次郎善右衛門善九郎名前人も格別自己相慎、家銘長久之儀專一可心懸候、万一奢ケ間敷儀を致、不身持之儀有之候歟、又ハ我意相立先規相背候儀等在之候ハ、其時之主人分并両店出動別家之者一同相談、無遠慮可致異見、若不相用候ハ、早速退身為致隠居可申候、其節違背申間敷候、毎年正月拜聴之条目通者、勿論急度相守可申事

但、家風不相用候者衆評之上、退身隠居いたさせ可申候、且又実子たりとも不行跡不埒之儀在之義絶等致候ハ、当家之苗字并家号とも為名乗不申事、扱また入家之者自然離縁相成候ハ、妻子者勿論致義絶、家附金銀諸道具等聊無心ケ間敷儀を不申候而、入家之節

持参之品斗り持之、自身一己速ニ致退身可申事

一 主人分之者、店々於勘定場ニ内分ニ而金銀借り請候儀堅致間敷、主人たる者之行跡ニ而無之事ニ候間、別而書入置候、店々支配人致心得違、若内分ニ而取替候ハ、其支配人可為引負事

一 都而新規之儀者何事ニ不限連印之者一同へ及相談、多分ニ随ひ取斗可申事

一 御用方名前、江戸年番ニ付道中往返、左之通相定候

手代忝人 駕籠忝挺

宰領忝人 本馬忝疋

但、見送出迎蹴上ケ品川板橋迄京江戸共出勤別家之者忝人手代忝人

子供忝人ニ可限、勿論蹴上品川板橋ニ而歪事可為無用事

一 御用方名前出府之節、往返為旅用金式拾両并江戸年番在府中金三拾両、都合金五拾両相渡可申候、此金子を以諸附合小遣土産物等取賄可申事

但、御役所向土産物等者本家と相賄可申事

一 毎年正月七月両度、本店糸店帳メ差引尻之有金銀高、善助無懈怠相改可申候、猶又諸店勘定并奥勘定本店糸店通勤筆頭之者兩人立会相改可申事

一 両季勘定出来之上、諸色買物払高例年と過分之払在之候ハ、急度可遂吟味事

一 主人分并手代ニ至迄平生儉約第一、聊ニ而茂奢ケ間敷儀無之、家内^(ツマ)昵敷、当家之宗意信心之上と五倫五常之道を守、相互及異見、子々孫々ニ至迄家銘相統長久丈夫ニ相立候様心懸可為肝要事

右箇条之趣者從御先代被立置候家法ニ而、銘々承諾之事ニ候得共、年経末々及忘却候而者御先祖之御製^(ツマ)度相すたれ不冥加之至、依之此書永代之為軌則不致忘却様、主人并通勤別家之者、毎年八月八日無懈怠致調印、永々右之趣堅相守可申候、仍而如件

文政十一年子八月八日

善助 印

善次郎 印

善九郎 印

史料四

店方取締り規定之事

一店方一統御奉公勤方之儀、毎月寄合之節嚴重ニ申合候得とも、兎角心得違之者有之不相統ニ相成歎ケ敷候、日勤御老分方も毎々御心配御懇情ニ御示御異見被成下候得とも、不相用不行跡之者ハ終御暇出、御高恩之御主人江寸忠も不相勤退出致候ハ無勿躰次第、殊ニ親類請人迄も難儀相懸、往年ニ至り後悔致候共無其甲悲、残念不過之候、仍而此度店中熟談決心之上、取締り規定左之通

定

一毎日他行出入時刻嚴重ニ他出帳江書記シ可申事

但し、日用商内ニ出候者昼飯夜飯ニハ帰店、内用相調江帳記相改

可申候、銘々不審懸り不申様相慎可申事

一毎夜人別改之義ハ銘々締り方第一ニ吟味仕、且ハ病人等之有無顔合之義ニ候間、無遅滞罷出商用私用者勿論、虚病等申立不参落印堅相成間敷事

但し、時刻過帰店候ハ、即刻相談沙汰ニ可及事、実々店方商用大

切之義ニ候ハ、止り番衆へ相答江無利致間敷事

一月並寄合之節者店中打揃商用店方相統方之儀第一ニ相弁相談可致候、老若子供之勤方相調可申事

附り、酒事雑用逼素ニ致、むさと長座ニ相成不申様相心得可申候、

平日ニ階客部屋ニ而不行義酒給候義堅相成申間敷事

一毎月休日朝飯後罷出、暮時限り帰店可致候、時刻過候ハ、沙汰ニ可及事

且、式日他行之義、見世不人ニ相成不申様申合、他出可致候事

井筒屋糸店の家訓・店則

一昼夜見世賑々敷銘々役場相勤、昼寝宵寝ニ階江引籠候義相成不申事
右ケ条之趣、惣中決談承知仕候間、聊無違背相慎、奉公大切ニ相勤可申候、万一心得違之者候ハ、一統打寄如何躰ニ申付候とも申分無御座候、為其連印、仍而如件

天保八年丁酉二月

甚七

仙太郎

小三郎

孫兵衛

伊兵衛

仁兵衛

新兵衛

藤八

太兵衛

儀兵衛

治兵衛

嘉兵衛

御老分衆中様

前条之趣、相違無御座候、若相背候者有之候ハ、其筋ニより我等申出、御沙汰請可申候、仍而奥印、如件

丁酉二月

友七

四郎兵衛

史料五

(内表紙)
「規定書」

不断店之者可相心得条々

一 当家风儀并作法格式、店之者共銘々可相心得事、毎年正月初参会之節、本家御条目ヲ以雖被仰候、一ヶ年二一度之儀ニ候得者、自然致忘却等閑ニ存候者茂可在之哉と右御家法書之余意を延、今般あらたに書載之、毎年正五九月三度惣寄合毎に頭役之ものと惣中江読聞かせ、先身之脩り方を柱礎ツクリマ「ハシライシツエ」とし、実情を以忠節を励し、専益センセキなるべき道理を相考、互ひに示合、各一致ニ和熟して可相勤事肝要也、依而ケ条如左

一 夫人之臣たる道は常ニ忠誠堪忍之四字を守らずしてハ叶さる事也、故ニ忠誠之二字を日とし、堪忍之二字を月とし、日月を合せて明アキラとあきらかに、正道廉直にして聊不挾姦曲、別而頭役たるべきものハ己を脩めて人を正ふし、身を正ふして人を化ス、平直平等ヘイチキョウニして最眞偏頗ヘンパ「カタヨリカタヨル」の沙汰なく、善悪是悲を批判して用ゆべきを用ひ、捨シテへきを捨、安靜アンゼイニして危動ケイドウ「アラクウコク」なかるへし、常ニ心定まるものハまどわしがたく、あさむきがたし、古制ニ曰、国家ハ寛猛を以治むと、賞罰尤正しかるべき也

一 惣而人の身を亡す事ハ榮耀奢より乱れて放逸不儀之身持とハなるもの也、是を慎ミ守る之術ハ堪忍ニあり、其故ハ人之美服もおのれが鹿衣カシに足事を知り、淡シ「アハ」味も命をつなぐに足り、茅屋チヤも身を置シたれりといへるがごとく、分限ニ応し主人より賜ふ所の恩賞を以、程能分別すべし、酒色遊所狂ひに己を忘れ、不始末にして難義身ニ逼り、

止事なく主人の物を掠カスメ、或は様々の悪心アクココロも発オコり申ものニ候、悪事ハ忽チ千里を走り、既ニ露顕ツキし一生一身の置処オコなく、其時前非を悔オカりも帰らず、人面獸心ニンメンジュシンのふるまひニ而生涯空シヤカラ朽果クツる事可シ口惜次第也、誠ニ天罰可恐可慎事ニ候、古語ニ曰、

寧ムシロ為玉碎ナシロ、勿ナカレ為瓦全カワラテ、全マツとなり

一 宜からぬ事も不改して其分ニ赦し差置候得者、いつと無く常の様ニ思ひ悪敷事と氣のつかぬもの也、然者一切之儀ニ付能からぬ筋と心付候ハ、早速相改可申事

一 儉約ハ家を治め身を脩る根本ニ候得者、少し茂費無之様ニ相守可申事專ニ候、銘々自分ニ渡世ワタセいとなみ申候時之可有思斗シム「ラモイハカリ」事ニ候、平生無益之費をはぶき申候様ニ心がけ候得者、二六時中之事故、積りツクリて大キ成益々可相成儀顕然ニ候

一 朝寝すべからず候、一日之計在鶏鳴ケイメイといへり、遅く起候而者終日不勝手、殊二年若なるもの者癖ニ成見苦敷ものニ候

一 御公儀様御掟、謹而可相守事、大切之儀ニ候、尤臨時之御触状并口触等ニ至迄日録帳面ニ留置、家内末々の者迄も不殘申聞かせ候様ニ堅相心得可申事

一 町中衆中江常々慰勸ニいたし途中ニ而出逢候とも不礼有間敷候、別而夏季杯暑を凌シきのため表戸ウラド遅く候故、見世先キニて高声ニ雑談不行義等無之様可心得候事

一 火之用心互ニ氣を付大切相守可申事肝要ニ候、并ニ盗人用心可為同然候、夜廻り順番相定置候間、常之事ニ思ひ不致僥略、随分心を付大事ニ可相勤候、尤出火有之候節取仕舞役割書付、常居ニ張置候通、銘々役前相心得居候而、大急之節ニも周章騒ソウキ不申様兼々可有覚悟候事

但、出火之儀他所之火元ニ而致類焼候事ハ、時節至来不及是非候、

自火をあやまち候而者申訳有間敷候条、甚以大切之事ニ候

一不実商内博奕諸勝負賭物之類、たとひ当座僅之事たりといへども、是盜賊之根元、身を亡す基ニ候得者、今更不申及候へ共、堅いましめ可申候、各慎ミ第一ニ候事

并、正月中子供遊ひの慰事といふとも、此後急度無用ニ候、一銭之事ニ而も勝負ハ人々心底頭れ必喧嘩口論を仕出し候事、世上ニためし不少候

一銘々相勤候役目之場所昼夜可相守居申候

所謂、常居・帳合庭・勘定場・糸店・絹店・紅花店等也

一右之場所相勤候役目之者勝手保ニ立退き居候而者、臨時之用事欠申候、糸方役之者ハ糸店、絹方役之者ハ絹店銘々相勤、場所ノを不立去、無怠急度相守可申候、惣而商内店之義は表人切無之様売庭之者ハ不申及、其外無役之者子供ニ至迄表へ詰合居可申事

譬ハ、諸方書状致至来候を懸り役之者即座ニ自身封切見不申、余人之披見候跡於一覽致し候而者、何とやらん書面之意味我か心に徹せぬ様ニ覚申ものニ候、況繁多之中故、其場所を立離れ居る内ニ様々用事差つどひ有之候而者、其次第混乱して所作手ニ付がたき物ニ候へ者、暫時も退き不申様常々こゝろがけ可申筈之事ニ候、然れども無抛用事有之候ハ、相役之者江頼置可申候

一店之者役付之事、其者之器量利鈍「キクニフク」を見立、夫々ニ配当可仕候、用ゆる時は虎と成、用されハ鼠のごとくとやらん人、皆必得たる事と得ぬ事と有もの也、たとひ天下之名劍といへども、草を刈にハ鎌にしかざることく、其者ニ応し候役目を見立申付候様ニ可致事

一不覚語有之御暇出候者難義之余り無抛歎キ之筋申立、帰參之願いたし

候故、各取成をもつて御許容有之候得共、自今ハ堅帰參之筋相叶不申候間、兼而不志学無之様ニ慎ミ可申候事

一何ニよらず猥りに師を取稽古致間敷候、諸芸ハ奉公之妨ニ有之候得者、能々相慎可申候、手代中夜学に手習心懸候ハ、相談之上師匠取候儀は格別、其外都而稽古事無用ニ候、角前髪子供ハ店之内執筆役之者ニ手本書もらひ手習可仕候、且又算盤不達者ニ而ハ間ニ合不申候間、随分心懸可致稽古候

一都而他出之節は他参改役之者へ相断、又帰店之節相届ケ可申候、其時刻相考行先キ江迎之者可遣候間、自然其席退出致帰店及遅刻候ハ、遂吟味評義之上、其咎有之候事

一惣而自分之商内致間敷候、於当家風は堅相成不申事

一於店先無遠慮ニ盤將を弄び候事無用ニ候、外ら人來候而も盤將ニ耽り居候而者、挨拶等龜略ニ相成候もの故、可有心得事

一銘々着類之事、先年衣服改帳有之、不相応之衣類堅着用不仕様ニ致吟味候処、是又多用之中ゆへ、当時雖無其儀候、みたりに不相応之美服仕間敷候、

※ 右一条の付箋に「着類之事二重ニ付、此分引拔事

但し、後の赤紙迄」とある。

凡可致着用衣服之事

一常着 但し、年若成者

惣綿服、尤羽織帯等ニ至迄不残木綿類、夏物は半さらし嶋之類

年ばへ成もの

惣綿服、羽織のけ嶋之類、帯兜羅綿或ハ太織類、夏物は半さらし嶋

之類、其外古き物は見合

一晴着 但し、年若成もの

菅大臣嶋、かびたんのけ嶋、帯兜羅綿太織、夏物ハさらし嶋或ハ紋付羽織絹小紋

年ばへ成もの

地奥嶋、のけ嶋紬類、羽織同断、夏物さらし嶋或紋付夏羽織絹小紋、帯さや

右者表向御名代或ハ参会等晴之出合有之候節、着用可仕候、但し平生といふとも、余り垢付き破れ損し見苦敷物致着用候事、又不宜候、過不及無之様ニ相心得可申候

※ 右の条文末に赤紙の剥がれ跡がある。

一銘々遣ひ用之品相調候共、差銀払いニ致申様ニ兼而思学可仕候、買懸り候へ者自然と心ゆるみ、積り之外私方余慶ニ成物ニ候、尤近来年若成もの身分不相応之買懸り致候者間々有之由相聞江不届ニ候、自今不都合なる書出し等見請申候ハ、急度遂吟味可致評義候事

但シ、買物代等節季ニ至不相濟、私方断坏申候族甚以不思学千萬なる仕方ニ候、外間旁店之名折れといひ、致奉公居申身分ニ有間敷事ニ候、各可有心得義ニ候

右者当家前々ち中奥迄相用ひ来候定目ニ而、此外数ヶ条雖有之荒増写取候、尤其後世上一同追々驕奢押移り、いつとなく暫中絶罷在候処、今般御公儀様ち御趣意被仰出、近来世上奢増長ニ付、衣食住とも不相応之族を御糺有之、重きハ入牢又者手鎖町預ヶ等様々之御咎メ被仰付、何れも奢之儀ニ付、身元宜歴々之族ニ候所、終ニは家を失ひ其身も難立行而已ならず、寄懸り之人々町内等迄迷惑致ス事夥敷、其罪不軽恐人事ニ候、

全天之御憎しみ邪正を糺し、忽ち古しへに立戻る時節至来、既ニ当家以前之式目も如斯、依之残るヶ条江猶當時之振合共増補いたし書入候条々如左

※ 右の条文末に赤紙の剥がれ跡がある。

(付箋)
「銘々着類之事」

一衣類之儀ハ、前以定目ニ雖有之候、年数押移り、都而模様柄も変り候事ゆへ、再び頭すもの也、夫衣服ハ人之身の表なり、人に対すれ者先人を見見る、此故に古人身を慎の名目をつらぬるに、一二衣服、二ニ言語、三ニ行ひとつるでをなせり、言行と同敷相並へる程の事成れハ、衣服を慎みて身ニ相応せる正敷を撰用ゆへし、相応せざるハ正しからざる也、相応とハ年と位と時と処とに似合たるを云、染色模様等若き人も其年之程よりハすこしくすみて、老らかなるは人之目ニ立すして宜敷、如斯なるは老若貴賤むかしも今も似合すと云ふ事なし、大紋大嶋筋等すべて人の目ニ立ものハ、其身ニ似げ無く、人に見落さるゝ也、大かた者衣服にて人の心をおしはからるゝ也、能々慎しまずんはあるべからず、着用可致衣類之事

定

一常服老若とも惣木綿嶋、夏衣ハ半晒嶋、木ひら之類

但し、帯兜羅綿小倉細之類迄

晴着之部

初・元三年之間

一冬着 地奥嶋・青梅嶋

一同 袷羽織、紬太織迄

一夏衣 半晒嶋晒紋付迄

一同 羽織絹小紋

帶呉良博多、都而紋類無し

中座十年之間

一冬着 岸嶋袖嶋之類

但し、結城南部等高料之品は可有其心得事

一同 紬紋付

一同 袷羽織 紬之類 但し無紋

一夏衣 晒紋付太越後嶋

一羽織 絹小紋

帶、前二同敷

上座

一五郎丸 上下并脇差(付箋)「但し、上下料金三百疋

脇差料金千疋

右支配役之者へ遣ス事」

一冬着 袖嶋同紋付

一袷羽織 絹小紋

一夏着 晒紋付太越後嶋

一羽織 絹小紋

帶、前二同敷

右之通取締、成丈質朴之風儀專要之事、尤初元之間商用他行之節、羽織着用無之事

右之外着用致間敷候、乍去右定之外相用ひ而不苦品柄は、一同評義之上着用可致事二候

一手習算盤不達者にてハ間ニ合不申候、相勵ミ稽古可致候、前以ケ条々

有之候得共、近來者繁多ニ而執筆役も届キ兼候ニ付、別而角前髪已上

之者江ハ手習師匠取稽古為致候事故、不入情ニ而者無勿舛候、猶子供

等ハ銘々心を付、手習算盤稽古為致、遊ひ居不申候様引廻し遣し可申

候、兎角大人小人とも隙有ときは其身之ため不宣間、銘々要用を可心

懸事專一二候、△

当表商売向之濫觴ハ別紙委敷雖有之、年若成もの心得之ため荒増左ニ

(付箋)「△印 但し後之△印迄」

一和糸之儀者寛永年中ニ美濃近江と引出し、其後明曆之頃追々諸国と相

登り問屋商売仕来り候所、正徳三巳年從江戸表御触有之、諸国桑蚕ニ

可宜土地ニ而糸真綿仕出し、和糸沢山相成候様手筋之者ハ世話可仕旨

被仰渡有之候ニ付、則銘々共手寄之國々へ世話致、和糸段々増長致候

処、其後享保年中ニ和糸問屋三十四軒ニ御定、御定札頂戴仕、新仲ケ

間入為致間敷旨被為仰渡、難有右御定札頂戴以來、百余年連綿相続仕

来り候事

一他国絹之儀ハ明曆年中と諸国ニ織出し、尤糸出生之國々ニ而織出し候

故、銘々仲ケ問江為相登、其後宝曆年中ニ是又御定札頂戴問屋軒數御

定同様相続仕来り候事

一紅花之儀も往古と糸絹同様ニ而相登り取捌キ致候、然ルニ紅花商売之

儀ハ中頃と世間之風儀惡敷相成、取引向延売又者相庭帳合同様之風儀

ニ押移り、何れも身元宜家風ニ違ひ候儀も有之、当家も暫休店罷在候

条、乍去年來取引続キ之國方難難義も有之ニ付、世間之風俗ニ不抱、

先当家一統之家風通を相建相続仕来り候事

右何れも相当之株式ニ有之候処、去寅年從江戸表惣御改革之御趣意被仰渡、諸株式名目物は不申及、諸会所迄不殘取払被仰付、依之諸国一同手広取引ニ相成候故、是迄株式ニ打もたれ候族、俄ニ難渋之者夥敷無申斗事、既ニ当家儀も前条之通格別之由緒も有之候へ共、今般御趣意ニ而手広ニ相成、當時同商売人沢山ニ而買元売先キとも及混乱、中々容易ニ渡世難成次第候、就夫世間も同様俱倒れニて或は家をつゞめ、又者召遣ひを致減少ス杯、銘々之家風を以仕置有之由、乍去当家之儀ハ格別厚思召有之、何れも浪人為致候而者大勢之者難義可致間、たとひ是迄不始末之者迎も此度之御趣意ニ心付、向後改心いたし儉約之始末を能弁へ相守、実情ニ奉公相勤むるにおいてハ見捨不申旨且那も被仰聞、銘々心魂ニ徹し難有次第候、右当家之厚キ思召を惣中へ相聞かせ可申ため、此処へ書乗せ候、斯之次第ニ付、各々冥加を存、誠心を尽し并ニ商内方一段六ヶ敷相成大切ニ付、弥無油断家業相勵可被申候

一 都而商人は売事をあふし、買入ニ心を尽すべしと、故ニ無声人を呼ぶ味わひ其中ニ有事、妙々之深理也、先第一行義正敷、外ニは柔和ニ実儀を顯し、寄付能キ様ニ心懸、人々之批判受不申様致し、内ニは全てぬかり無之様臨機応変之蒐引可為專一候事

一 荷主も預り荷物之儀ハ荷主之ため中買之為、中庸ニ智をはたらかし可致取斗、左候時は万世不易不可疑之候事

一 諸荷主并諸買人衆御出候ハ、其場ニ居合候もの早速言葉をかけ、茶たばこ等氣を付、叮嚀ニ挨拶致候而寄附キ能様ニあいらひ、時分ニは湯漬等差出し、又見合次第益等出し可申候、惟レ酒ハ無量不及乱とあり、実名を破家湯とも言ひ、身を損のふ第一の物ニ候へ者、平生共

ニ多く吞間敷候、客人饗応たりとも下戸と相見へ候ハ、猥りにしゐず、其程能致、蒐引却而不馳走ニ不相成様ニ可仕候

一 都而客主被致上京候ハ、逗留中其支配之ものハ勿論、其外手ばへの者共無懈怠見舞、商内方手ぬかり無之様ニ可仕候、尤在京之内振舞或者出立之節餞別等之義ハ、相談之上、程能取斗、兎角何事も不致超過費薄く、永久相統之道理ニ兼而勘弁可有之事

一 惣而掛ケ先キ切符帳毎度相改吟味可仕候、自然不審成仁有之候敷、少しニ而も無覚束筋見及聞およひ候ハ、早速致評義可申候、是肝心要メ之事ニ候間、無油断互ニ氣を付合可申事

但、金取役之者不断様子相考、金廻り悪敷候敷、売懸高相嵩候ハ、早速売方役之者へ為相知可申候、勿論売方役之者は兼而其心得可在之候事

一 糸絹紅花都而諸代呂物直打念を入可申候、尤直打致候節は其向キく相勤候者共不殘立合、能々見習ひ目利達者ニ相成、売方役之者隙人有之候共手聞不申、何時ニ而も代り役相勤り申候様ニ常々心懸可申候

一 糸屋町江通ひ候者、毎朝毎晩之事故、おのづから籠略ニ可相成事ニ候、往来とも大事ニ仕、堅く道寄抔致間敷候、殊ニ金銀持帰り候得者油断之鉢見賺され、盜賊ニねらハレ、万一あやまち有之候而ハ申訳不可立候、是金取役之者用心第一ニ可仕候、并ニ糸渡し方之者、夜分之事故猶更大切ニ相心得金取役可為同前候

附り、糸渡しニ参り候者、糸目并ニ紙渡し方愚鈍ニ候而ハ失墜有之候、尤相對言葉和らかに能納得被致候様ニ上手ニ氣転をきかし無滞相渡し可申候、糸余慶売れ候節は荷高二応し人数も余斗参候而無間違可仕候、且又節季晦日等無人ニ而ハ尺取兼、別而不用心ニ候間、可

有其心得候、常々子供等ニ至迄往來之道すからやかま敷雜談を不
申、勿論糸屋町宿ニ而も不行義ニ仕間敷候

一月並寄合、此度相極候定日ニハ仮令少々差支有之候共、無懈怠相集り
諸事示合可申候、尤寄合之席ニおゐて不交他事、専用而已相談可仕候、
則定日如左

一毎月 三日 十三日 廿三日

一定日惣寄合

正月十六日 五月十六日 九月十六日

一此外不時之用事等は不限何時、幾度も寄合、相談之上一決可仕候

右此荒増ハ要用而已ニ而、此外時ニ宜しき道理と茂可在之候間、兼而
致工夫、存付キ有之候ハ、寄合之席ニ不限、無覆臟互ヒニ咄合了簡
を廻らし、諸事齟齬無之様ニ遂熟談可相勤事肝要也、依而条々如件

天保十四

癸卯年

右之通堅相守相続可仕候、依而連印如件

塚本善右衛門(印)

中原吉兵衛(印)

(後筆)
「弘化四末年

北脇次兵衛(印)

(後筆)
「嘉永五壬子年二月

岡田金兵衛(印)